

芝生等園芸資材などに関する空間放射線量の基準について

平成23年9月22日

環境管理課

1 目的

保育所等の芝生から比較的高い空間放射線量が検出されているが、芝生等園芸資材などに関する国の基準が設定されていないことから、当面の措置として、空間放射線量に係る県独自の基準を定めることとする。

2 基準の設定

- 国際放射線防護委員会（ICRP）が勧告している平常時の一般公衆の線量限度である年1ミリシーベルトをもとに、空間放射線量の許容基準値は「1時間当たり0.19マイクロシーベルト以下」とする。（基準の適用は、芝生等から1cm離れた地点とする。）

・ 文部科学省では、1日24時間の生活を屋外8時間、屋内16時間とし、放射線を受ける場所による係数を屋外は1.0、木造の屋内は0.4としている。

・ これをもとに算定すると、0.19マイクロシーベルト/時となる。

$$1 \text{ ミリシーベルト/年} \div ((8 \text{ 時間} + 16 \text{ 時間} \times 0.4) \times 365 \text{ 日}) \\ \doteq 0.19 \text{ マイクロシーベルト/時}$$

- ただし、子供は放射線の影響を受けやすいことなどから、保育所、学校等における許容基準値は、より安全側に立ち、年1ミリシーベルトを単純に時間あたりに換算した「1時間当たり0.12マイクロシーベルト以下」とする。

$$1 \text{ ミリシーベルト/年} \div (24 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日}) \\ \doteq 0.12 \text{ マイクロシーベルト/時}$$